

令和2年2月28日

保護者 各位

都城市立山之口中学校
校長 永井 章造

新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休業について（お知らせ）

平素より、本校の教育活動に御理解、御支援を賜りまして誠にありがとうございます。
さて、昨日行われました国の「新型コロナウイルス感染症対策本部」における、安倍晋三
首相からの要請を受け、都城市立の全小・中学校においても3月2日（月）から当面の間、臨
時休業とすることを決定しております。（2月29日、3月1日の部活動等から自粛するこ
とになります。）

急な対応をお願いすることになり、お子様の食事や安全部などにおいて不安を感じられる
ことと推察いたしますが、国をあげての感染拡大防止対策という趣旨を御理解いただき、御
協力いただきますようお願いいたします。

記

1 期間

令和2年3月2日（月）から当面の間
(臨時休業の終了日については、2週間を目途に学校から追って連絡します。)

2 お願い

- お子様の日々の体調管理をお願いいたします。
今後、お子様や家族の皆様に、発熱等の症状や強い倦怠感、更に息苦しさ（呼吸困難）
があった場合には、病院受診の前に、まずは都城保健所内に設置しております「帰国者・
接触者相談センター」に連絡することと併せて、学校への御連絡もお願いいたします。
- 学校といつでも連絡が取りあえるような連絡体制をとっていただくようお願いいた
します。学校からの連絡は、学級連絡網又は安全安心メールにて連絡します。
- 感染機会を極力減らすためにも、不特定多数との接触を避け、不要、不急の外出はお
控えください。原則、外出禁止です。
- 家庭内においても、例えば、手洗いや咳エチケットなどの一般感染対策の徹底をお願
いいたします。
- 臨時休業中に、文書配付等のため家庭に訪問をする予定にしています。詳細につい
ては、来週、連絡いたします。なお、自宅以外の場所にお子様をいさせなければならない
場合は、学級担任へ連絡してください。

3 その他

- 新型コロナウイルスの感染拡大防止のための臨時休業ですので、本来であれば、家庭
での対応となります。小学校に在籍するお子様及び中学校の特別支援学級に在籍する
お子様の中で、やむを得ない事情で家庭での待機ができない場合、まず放課後児童クラ
ブを利用されているお子様は、放課後児童クラブでの対応を検討いただきますようお願
いします。

放課後児童クラブについては、夏休み等の扱いに準じて開設できるよう、現在、市役
所の福祉部が調整しておりますが、職員配置ができない場合等、開設が困難な場合があ
ります。なお、児童クラブの利用については、現在入会中の児童に限ります。

児童クラブを利用していない児童で、やむを得ない事情により自宅待機できない場合
は、3月1日の午前9時から12時までの間に、学校へ電話にて御相談ください。なお、
学校でお子様をお預かりする場合は、次のような条件を設定させていただきます。

- ・ 保護者が毎朝検温等を行い、健康であることを確認できた児童生徒
- ・ 必ずマスクを着用させ、昼食も持参できる児童生徒
- ・ 原則、保護者の責任において、送迎が可能な児童生徒
- ・ 学校での在校時間は、校時程の朝の会から5校時までとします。
- ・ 学校での活動は、自学自習を基本とし、授業は行いません。
- ・ 学校での検温等により、早退する必要が生じた場合においては、お迎えの連絡をい
たします。

なお、臨時休業期間に登校した児童生徒については、出席日数にはカウントいたしま
せん。

- 市立図書館の利用について、3月2日から臨時休業の間、小・中・高校生の利用はで
きません。